

【 処置 】

２１ 単なる浣腸又は坐薬挿入時のキシロカインゼリーの使用について

《平成２９年９月２５日》

○ 取扱い

単なる浣腸又は坐薬挿入時のキシロカインゼリー２％の使用は、原則として認めない。

○ 取扱いを作成した根拠等

キシロカインゼリー２％は、表面麻酔剤であり、表面麻酔を必要とする検査・処置・手術等に際して使用するものである。

「浣腸」や「坐薬挿入」時の使用は、単なる潤滑油的な使用であり、麻酔の必要性がない場合は、当該薬剤は適応外と考える。

したがって、疼痛を伴わない、単なる「浣腸」や「坐薬挿入」時における表面麻酔剤キシロカインゼリー２％の使用は、原則認められないと判断した。